

令和 6 年

第 1 回（2 月）河合町議会臨時会議案

令和 6 年 2 月 1 6 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第1号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第3号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算について
- 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 河合町手数料条例の一部改正について
- 議案第10号 工事の請負契約について
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度河合町一般会計補正予算)
- 同意第1号 固定資産評価員の選任について

議 案 第 1 号

令 和 5 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 9 号)

河 合 町

令和5年度河合町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度河合町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 1 2, 7 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 4 3 1, 6 9 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 2月16日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		千円 2, 578, 279	千円 55, 648	千円 2, 633, 927
	1 地方交付税	2, 578, 279	55, 648	2, 633, 927
19 繰入金		6, 734	57, 088	63, 822
	1 基金繰入金	5, 507	57, 088	62, 595
歳 入 合 計		8, 318, 963	112, 736	8, 431, 699

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 96,662	千円 225	千円 96,887
	1 議会費	96,662	225	96,887
2 総務費		1,490,937	22,898	1,513,835
	1 総務管理費	1,343,417	22,898	1,366,315
3 民生費		2,508,200	4,624	2,512,824
	1 社会福祉費	1,754,520	1,737	1,756,257
	2 児童福祉費	753,680	2,887	756,567
6 農林商工費		113,481	437	113,918
	1 農業費	107,251	437	107,688
7 土木費		1,125,555	1,557	1,127,112
	4 都市計画費	935,098	1,251	936,349
	5 住宅費	79,264	306	79,570
9 教育費		535,048	1,610	536,658
	1 教育総務費	132,571	144	132,715
	2 小学校費	129,658	437	130,095
	5 社会教育費	160,807	1,029	161,836
11 公債費		1,240,660	81,385	1,322,045
	1 公債費	1,240,660	81,385	1,322,045
歳 出 合 計		8,318,963	112,736	8,431,699

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,578,279	55,648	2,633,927
19 繰入金	6,734	57,088	63,822
歳入合計	8,318,963	112,736	8,431,699

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費	千円 96,662	千円 225	千円 96,887
2 総務費	1,490,937	22,898	1,513,835
3 民生費	2,508,200	4,624	2,512,824
6 農林商工費	113,481	437	113,918
7 土木費	1,125,555	1,557	1,127,112
9 教育費	535,048	1,610	536,658
11 公債費	1,240,660	81,385	1,322,045
歳 出 合 計	8,318,963	112,736	8,431,699

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			225
			22,898
			4,624
			437
			1,557
			1,610
			81,385
			112,736

2 歳 入

(款) 1 1 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2, 578, 279	千円 55, 648	千円 2, 633, 927
計	2, 578, 279	55, 648	2, 633, 927

(款) 1 9 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	0	57, 088	57, 088
計	5, 507	57, 088	62, 595

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 55,648	普通交付税 千円 55,648

1 財政調整基金繰入金	57,088	財政調整基金繰入金 57,088

1 1 款 地方交付税 1 9 款 繰入金

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 96,662	千円 225	千円 96,887	千円	千円	千円	千円 225
計	96,662	225	96,887				225

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

11 減債基金費	83,001	22,898	105,899				22,898
計	1,343,417	22,898	1,366,315				22,898

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	425,359	1,584	426,943				1,584
---------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 84	02 議会管理費	225 千円
2 一般職給	84	2 給料	84
		一般職給	84
3 職員手当等	81	3 職員手当等	81
2 一般職地域 手当	6	一般職地域手当	6
10 一般職期末 手当	53	一般職期末手当	53
11 勤勉手当	22	勤勉手当	22
4 共済費	60	4 共済費	60
3 一般職共済 組合負担金	60	一般職共済組合負担金	60

24 積立金	22,898	01 減債基金費	22,898
1 積立金	22,898	24 積立金	22,898
		積立金	22,898

2 給料	369	08 社会福祉諸経費（住民福祉課）	389
2 一般職給	369	3 職員手当等	389
		一般職期末手当	158
		勤勉手当	231

1 款 議会費 2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 社会福祉施設費	20,888	153	21,041				153
計	1,754,520	1,737	1,756,257				1,737

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	103,516	630	104,146				630
-----------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 805	10 社会福祉管理費（社会福祉）	千円 674
10 一般職期末 手当	352	2 給料	212
11 勤勉手当	453	一般職給	212
		3 職員手当等	244
		一般職期末手当	112
		勤勉手当	132
		4 共済費	218
4 共済費	410	一般職共済組合負担金	218
3 一般職共済 組合負担金	410	12 社会福祉管理費（高齢福祉）	521
		2 給料	157
		一般職給	157
		3 職員手当等	172
		一般職期末手当	82
		勤勉手当	90
		4 共済費	192
		一般職共済組合負担金	192
1 報酬	153	07 地域福祉事業費	153
3 会計年度任 用職員報酬	153	1 報酬	153
		会計年度任用職員報酬	153

2 給料	256	06 児童福祉諸経費	630
2 一般職給	256	2 給料	256
3 職員手当等	218	一般職給	256
10 一般職期末 手当	137	3 職員手当等	218
11 勤勉手当	81	一般職期末手当	137
		勤勉手当	81
4 共済費	156	4 共済費	156
		一般職共済組合負担金	156

3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童福祉施設費	245, 542	555	246, 097				555
5 学童保育費	19, 462	1, 702	21, 164				1, 702
計	753, 680	2, 887	756, 567				2, 887

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	7,844	437	8,281				437
---------	-------	-----	-------	--	--	--	-----

節・細節		説	明
区 分	金 額		
3 一般職共済組合負担金	千円 156		千円
3 職員手当等	555	08 心身障害児保育事業費	555
10 一般職期末手当	344	3 職員手当等	555
11 勤勉手当	211	一般職期末手当	344
		勤勉手当	211
1 報酬	1,702	01 放課後児童対策事業費	1,702
3 会計年度任用職員報酬	1,702	1 報酬	1,702
		会計年度任用職員報酬	1,702

1 報酬	135	01 農業総務費	437
3 会計年度任用職員報酬	135	1 報酬	135
		会計年度任用職員報酬	135
2 給料	101	2 給料	101
2 一般職給	101	一般職給	101
3 職員手当等	67	3 職員手当等	67
10 一般職期末手当	33	一般職期末手当	33
11 勤勉手当	22	勤勉手当	22
24 会計年度任用職員期末手当	12	会計年度任用職員期末手当	12
		4 共済費	134
		一般職共済組合負担金	134

3 款 民生費 6 款 農林商工費

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	107,251	437	107,688				437

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	613,004	1,020	614,024				1,020
3 公共下水道費	280,789	231	281,020				231

節・細節		説 明
区 分	金 額	
4 共済費	千円 134	千円
3 一般職共済 組合負担金	134	

1 報酬	68	01 都市計画総務費（まちづくり推進課）	519
3 会計年度任用職員報酬	68	2 給料	168
		一般職給	168
		3 職員手当等	198
		一般職期末手当	112
		勤勉手当	86
2 給料	258	4 共済費	153
2 一般職給	258	一般職共済組合負担金	153
3 職員手当等	341	08 空家対策事業費	97
10 一般職期末手当	176	1 報酬	68
11 勤勉手当	154	会計年度任用職員報酬	68
24 会計年度任用職員期末手当	11	3 職員手当等	11
		会計年度任用職員期末手当	11
		4 共済費	18
		一般職共済組合負担金	18
4 共済費	353	09 旧第三小学校跡地等利活用推進事業	404
3 一般職共済組合負担金	353	2 給料	90
		一般職給	90
		3 職員手当等	132
		一般職期末手当	64
		勤勉手当	68
		4 共済費	182
		一般職共済組合負担金	182
27 繰出金	231	01 公共下水道費	231
1 繰出金	231	27 繰出金	231
		繰出金	231

6 款 農林商工費 7 款 土木費

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	千円 935,098	千円 1,251	千円 936,349	千円	千円	千円	千円 1,251

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	79,264	306	79,570				306
計	79,264	306	79,570				306

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	131,140	144	131,284				144
計	132,571	144	132,715				144

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

2 給料	121	02 住宅管理費	306
2 一般職給	121	2 給料	121
		一般職給	121
3 職員手当等	89	3 職員手当等	89
		一般職期末手当	89
10 一般職期末 手当	89	4 共済費	96
		一般職共済組合負担金	96
4 共済費	96		
3 一般職共済 組合負担金	96		

1 報酬	144	07 事務局費（学校教育）	144
3 会計年度任用職員報酬	144	1 報酬	144
		会計年度任用職員報酬	144

7 款 土木費 9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理 費	千円 76,748	千円 437	千円 77,185	千円	千円	千円	千円 437
計	129,658	437	130,095				437

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総 務費	52,094	754	52,848				754
5 図書館費	25,347	275	25,622				275

節・細節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 437	03 小学校管理費 437
3 会計年度任用職員報酬	437	1 報酬 437 会計年度任用職員報酬 437

1 報酬	125	13 社会教育総務経費 629
3 会計年度任用職員報酬	125	2 給料 286 一般職給 286
2 給料	286	3 職員手当等 343 一般職期末手当 158 勤勉手当 185
2 一般職給	286	23 放課後子ども教室推進事業 125
3 職員手当等	343	1 報酬 125 会計年度任用職員報酬 125
10 一般職期末手当	158	
11 勤勉手当	185	
2 給料	106	01 図書館費 275
2 一般職給	106	2 給料 106 一般職給 106
3 職員手当等	119	3 職員手当等 119 一般職期末手当 61 勤勉手当 58
10 一般職期末手当	61	4 共済費 50 一般職共済組合負担金 50
11 勤勉手当	58	
4 共済費	50	

9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	160, 807	1, 029	161, 836				1, 029

(款) 1 1 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	1, 186, 831	81, 385	1, 268, 216				81, 385
計	1, 240, 660	81, 385	1, 322, 045				81, 385

節・細節		説 明
区 分	金 額	
3 一般職共済 組合負担金	千円 50	千円

22 償還金、利子及 び割引料	81,385	01 長期債償還元金	81,385
		22 償還金、利子及び割引料 償還金	81,385
1 償還金	81,385		81,385

9 款 教育費 1 1 款 公債費

議案第2号

令和5年度

河合町下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

河合町

令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度河合町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 687, 606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6年 2月16日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰入金		千円 280,789	千円 231	千円 281,020
	1 繰入金	280,789	231	281,020
歳 入 合 計		687,375	231	687,606

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 公共下水道事業費		千円 291,888	千円 231	千円 292,119
	1 公共下水道事業費	291,888	231	292,119
歳 出 合 計		687,375	231	687,606

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰入金	千円 280,789	千円 231	千円 281,020
歳 入 合 計	687,375	231	687,606

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 公共下水道事業費	千円 291, 888	千円 231	千円 292, 119
歳 出 合 計	687, 375	231	687, 606

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 231
			231

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 一般会計繰入金	千円 280,789	千円 231	千円 281,020
計	280,789	231	281,020

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 231	一般会計繰入金 千円 231

5 款 繰入金

3 歳 出

(款) 2 公共下水道事業費

(項) 1 公共下水道事業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 特定環境保 全公共下水 道建設費	千円 8,442	千円 127	千円 8,569	千円	千円	千円	千円 127
6 下水道スト ックマネジ メント事業 費	118,317	104	118,421				104
計	291,888	231	292,119				231

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 13	01 特定環境保全公共下水道建設費	千円 127
2 一般職給	13	2 給料	13
		一般職給	13
3 職員手当等	56	3 職員手当等	56
10 一般職期末 手当	21	一般職期末手当	21
11 勤勉手当	35	勤勉手当	35
4 共済費	58	4 共済費	58
3 一般職共済 組合負担金	58	一般職共済組合負担金	58
2 給料	17	01 下水道ストックマネジメント事業費	104
2 一般職給	17	2 給料	17
		一般職給	17
3 職員手当等	32	3 職員手当等	32
10 一般職期末 手当	24	一般職期末手当	24
11 勤勉手当	8	勤勉手当	8
4 共済費	55	4 共済費	55
3 一般職共済 組合負担金	55	一般職共済組合負担金	55

2 款 公共下水道事業費

議案第3号

令和5年度

河合町水道事業会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度河合町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条中、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（計）
	（補正前の額）	（補正額）	
第1款 事業費用	533,800 千円	333 千円	534,133 千円
第1項 営業費用	511,345 千円	333 千円	511,678 千円
第1目 原水及び浄水費	341,504 千円	44 千円	341,548 千円
第2目 配水及び給水費	73,254 千円	157 千円	73,411 千円
第4目 総係費	40,764 千円	132 千円	40,896 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条中の職員給与費 44,586 千円を、44,919 千円に改める。

令和 6 年 2 月 1 6 日 提出

河合町長 森 川 喜 之

令和 5 年度河合町水道事業会計補正予算実施計画（第 1 号）

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1. 事業費用		533, 800	333	534, 133	
1. 営業費用		511, 345	333	511, 678	
	1. 原水及び 浄水費	341, 504	44	341, 548	人事院勧告に伴う 人件費
	2. 配水及び 給水費	73, 254	157	73, 411	人事院勧告に伴う 人件費
	4. 総係費	40, 764	132	40, 896	人事院勧告に伴う 人件費

議案第 4 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、
地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月河合町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の4 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）第10条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第10条第1項に規定する勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「勤務日等（」の次に「第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第15条第3項及び第15条の2第3項中「（昭和32年8月河合村条例第25号）」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第10条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について6

0時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第1項及び第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年1月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、同条の表に次のように加える。

第10条第4項	勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
---------	----------------------------------	-----------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」を「、6月に支給する場合には「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、12月に支給する場合には「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500
短時間	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100
勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500
員以外	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900
の職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200

24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100

53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	

	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
	94		295, 900	343, 600				
	95		296, 200	344, 100				
	96		296, 600	344, 500				
	97		296, 800	344, 700				
	98		297, 100	345, 100				
	99		297, 500	345, 500				
	100		297, 900	345, 800				
	101		298, 100	346, 100				
	102		298, 400	346, 500				
	103		298, 800	346, 900				
	104		299, 100	347, 300				
	105		299, 300	347, 800				
	106		299, 600	348, 200				
	107		300, 000	348, 600				
	108		300, 300	349, 000				
	109		300, 500	349, 500				
	110		300, 900	349, 900				
	111		301, 300	350, 200				
	112		301, 600	350, 500				

	113		301, 800	351, 000				
	114		302, 000					
	115		302, 300					
	116		302, 700					
	117		302, 900					
	118		303, 100					
	119		303, 400					
	120		303, 700					
	121		304, 100					
	122		304, 300					
	123		304, 600					
	124		304, 900					
	125		305, 200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、
第 1 7 条の 3 に規定する職員を除く。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、12月に支給する場合には「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

議案第 6 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第 7 号

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、
地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月河合町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第 8 号

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年１月河合町条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第 1 （第 4 条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	162, 100	208, 000
2	163, 200	209, 700
3	164, 400	211, 400
4	165, 500	212, 900
5	166, 600	214, 400
6	167, 700	216, 200
7	168, 800	217, 900
8	169, 900	219, 600
9	170, 900	221, 100
10	172, 300	222, 600
11	173, 600	224, 100
12	174, 900	225, 600
13	176, 100	226, 800
14	177, 600	228, 200
15	179, 100	229, 600
16	180, 700	231, 000
17	181, 800	232, 400
18	183, 200	234, 000
19	184, 600	235, 500
20	186, 000	236, 900
21	187, 300	238, 100
22	189, 600	239, 700
23	191, 800	241, 200
24	194, 000	242, 600

25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700

54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400

83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800
104		299, 100
105		299, 300
106		299, 600
107		300, 000
108		300, 300
109		300, 500
110		300, 900
111		301, 300

112		301, 600
113		301, 800
114		302, 000
115		302, 300
116		302, 700
117		302, 900
118		303, 100
119		303, 400
120		303, 700
121		304, 100
122		304, 300
123		304, 600
124		304, 900
125		305, 200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払いとみなす。

議案第 9 号

河合町手数料条例の一部改正について

河合町手数料条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町手数料条例の一部を改正する条例

河合町手数料条例（平成１２年３月河合町条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 戸籍謄抄本 交付手数料	戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第 １０条第１項、第１０条の２第１項から 第５項まで又は第１２６条の規定に基づ く戸籍の謄本又は抄本の交付	１通につき４５０ 円
2 戸籍記録事 項証明書交付 手数料	戸籍法第１２０条第１項又は第１２６条 の規定に基づく磁気ディスクをもって調 整された戸籍に記録されている事項の全 部又は一部を証明した書面の交付	１通につき４５０ 円
3 戸籍記載事 項証明手数料	戸籍法第１０条第１項、第１０条の２第 １項から第５項まで、第１２０条第１項 又は第１２６条の規定に基づく戸籍に記 載した事項に関する証明書の交付	証明事項１件につ き３５０円
4 除籍謄抄本 交付手数料	戸籍法第１２条の２において準用する同 法第１０条第１項若しくは第１０条の２ 第１項から第５項までの規定又は同法第 １２６条の規定に基づく除かれた戸籍の 謄本又は抄本の交付	１通につき７５０ 円
5 除籍記録事 項証明書交付 手数料	戸籍法第１２０条第１項又は第１２６条 の規定に基づく磁気ディスクをもって調 整された除かれた戸籍に記録されている 事項の全部又は一部を証明した書面の交 付	１通につき７５０ 円
6 除籍記載事	戸籍法第１２条の２において準用する同	証明事項１件につ

項証明手数料	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項までの規定、第120条第1項又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	き450円
7 届出若しくは申請の受理又は届出書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

」を

「

1 戸籍謄抄本交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき450円
2 戸籍記載事項証明手数料	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規	証明事項1件につき350円

	定に基づく戸籍に記載した事項に関する 証明書の交付	
3 戸籍電子証明書提供用識別符号の発 行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づ く戸籍電子証明書提供用識別符号の発 行（情報通信技術を活用した行政の推進 等に関する法律（平成14年法律第15 1号）第7条第1項の規定により同法第 6条第1項に規定する電子情報処理組織 を使用する方法（総務省令で定めるもの に限る。以下この項において同じ。）に より戸籍電子証明書提供用識別符号の発 行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子 証明書の請求が同条第1項の規定により 同項に規定する電子情報処理組織を使用 する方法により行われた場合に限る。） における当該発行及び戸籍電子証明書提 供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子 証明書が証明する事項と同一の事項を証 明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書の請求を行う場合における当該発 行を除く。）	戸籍電子証明書提 供用識別符号1件 につき400円
4 除籍謄抄本 交付手数料	戸籍法第12条の2において準用する同 法第10条第1項若しくは第10条の2 第1項から第5項までの規定若しくは同 法第126条の規定に基づく除かれた戸 籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120条第1項、第120条の2第1項 若しくは第126条の規定に基づく除籍	1通につき750 円

	証明書の交付	
5 除籍記載事項証明手数料	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき450円
6 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
7 届出若しくは申請の受理又は届出書その他の書類の記載事項証明	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）	1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、

書交付手数料	) 若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1 , 4 0 0 円)
--------	--	--

」に

改め、同表 8 の項中「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第10号

工事の請負契約について

旧小学校中央公民館・防災拠点整備工事（第2期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工 事 名	旧小学校中央公民館・防災拠点整備工事（第2期）
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 金 額	693,000,000円
契約の相手方	共同企業体の名称 村本・豊国特定建設工事共同企業体 代表者 北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1 村本建設株式会社奈良本店 常務執行役員本店長 南 條 秀 和

構成員

河合町池部2丁目7番5号
株式会社豊国
代表取締役 山 本 成 己

令和 6年 2月16日

河合町長 森 川 喜 之

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

令和5年度河合町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 6年 1月26日

河合町長 森 川 喜 之

承認第1号

令和5年度

河合町一般会計補正予算

(第8号)

河合町

令和5年度河合町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度河合町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 72,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,318,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和 6年 1月26日 専決

河合町長 森 川 喜 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 1, 039, 899	千円 72, 485	千円 1, 112, 384
	2 国庫補助金	496, 874	72, 485	569, 359
歳 入 合 計		8, 246, 478	72, 485	8, 318, 963

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,418,452	千円 72,485	千円 1,490,937
	1 総務管理費	1,270,932	72,485	1,343,417
歳 出 合 計		8,246,478	72,485	8,318,963

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地方創生等事業費 【価格高騰重点支援地方交付金：給付金・定額減税一体支援枠分】	34,109
合 計			61,608

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 1,039,899	千円 72,485	千円 1,112,384
歳入合計	8,246,478	72,485	8,318,963

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1,418,452	千円 72,485	千円 1,490,937
歳 出 合 計	8,246,478	72,485	8,318,963

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 72,485	千円	千円	千円
72,485			

2 歳 入

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
7 総務費国庫補助金	千円 313,174	千円 72,485	千円 385,659
計	496,874	72,485	569,359

節		説 明
区 分	金 額	
16 地方創生臨時交付金	千円 72,485	地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援地方交付金： 給付金・定額減税一体支援枠） 千円 72,485

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
37 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生等事 業費【価格 高騰交付金 ：低所得世 帯支援分】	千円 216,847	千円 72,485	千円 289,332	千円 72,485	千円	千円	千円 0

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 488	03 低所得者支援及び定額減税一体給付金	千円 72,485
3 会計年度任用職員報酬	488	1 報酬	488
		会計年度任用職員報酬	488
3 職員手当等	154	3 職員手当等	154
		時間外勤務手当	54
3 時間外勤務手当	54	管理職員特別勤務手当	40
18 管理職員特別勤務手当	40	会計年度任用職員費用弁償	60
26 会計年度任用職員費用弁償	60	4 共済費	162
4 共済費	162	一般職共済組合負担金	68
3 一般職共済組合負担金	68	会計年度任用職員に係る社会保険料	94
4 会計年度任用職員に係る社会保険料	94	10 需用費	200
10 需用費	200	消耗品費	100
1 消耗品費	100	印刷製本費	100
4 印刷製本費	100	11 役務費	399
11 役務費	399	1 通信運搬費	289
1 通信運搬費	289	4 手数料	110
4 手数料	110	12 委託料	5,082
12 委託料	5,082	その他	5,082
5 その他	5,082	・システム改修費	5,082
		18 負担金、補助及び交付金	66,000
		交付金	66,000

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1, 270, 932	72, 485	1, 343, 417	72, 485			0

節・細節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及 び交付金	千円 66,000	千円
3 交付金	66,000	

2 款 総務費

同意第 1 号

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 ■■■■■■■■■■
氏 名 西 村 直 貴
生年月日 ■■■■■■■■

令和 6 年 2 月 1 6 日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

西 村 直 貴 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

